

名古屋市小規模介護事業所・復職者支援研修事業受託事業者  
コンソーシアム（共同事業体）取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、コンソーシアム（共同事業体）（以下「コンソーシアム」という。）として、名古屋市小規模介護事業所・復職者支援研修事業の受託事業者の応募を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（応募にあたっての提出書類）

第2条 コンソーシアムとしての受託事業者の応募を行うにあたっては、名古屋市小規模介護事業所・復職者支援研修事業企画提案募集要項に定める応募書類に加えて、以下の書類を提出しなければならない。

(1) 次の事項を記載した届出書（第1号様式）

ア コンソーシアムの名称

イ コンソーシアムの構成員の所在地、名称及び代表者の氏名

(2) コンソーシアムの応募書類の提出及び協定の締結の権限についての委任状（第2号様式）

(3) コンソーシアムの結成、運営等についての協定書

2 市長は、前項に規定するもののほか、応募書類に必要と認める事項を記載させ、又は書面を添付させることができる。

3 第1項第3号の協定書は、別に定めるコンソーシアム（共同事業体）協定書準則（別記様式）に従って作成するものとする。

（責任分担割合）

第3条 構成員の責任分担割合は、各構成員間において自主的に定めるものとする。

（調査助言）

第4条 市長は、コンソーシアムの適正な運営を確保するため、必要に応じて実施体制及び運営状況について調査し、助言することができる。

附則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。